

# 統一地方選挙

## きれいで明るい選挙に 後援団体等の政治・選挙活動について

選挙が行われないときの政治活動は、事前運動にあたらないうり原則として自由に行うことができます。しかし、文書図画の掲示については、選挙運動とまぎらわしく、しかもお金のかかることから、これまでも数回の公職選挙法等の改正がなされています。

これは、お金のかからない、きれいな選挙を実現しようとする機運が高まって改正されたものであり、その内容も政治団体（後援団体）の政治活動、選挙運動にかかわるものに重点が置かれています。そのなかで、とくに後援団体等に関するものは、次のとおりです。

### 1 政治団体の範囲

（政治資金規正法第3条）

① 政治上の主義もしくは施策を推進し、支持し、またはこれに反対することを本来の目的とする団体、または、これらの活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体。

② 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、またはこれに反対することを本来の目的とする団体、または、これらの活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体。

### 2 政治団体の届出

（政治資金規正法第6条）

政治団体は、その組織の日から7日以内に文書で、当該団体の規約等を添えて、北海道選挙管理委員会十勝支所（十勝総合振興局内）

に届出をしなければなりません。

### 3 届出前の寄付や支出の禁止

（政治資金規正法第8条）

政治団体は、届出がされた後でなければ、政治活動のために、いかなる名義をもつてするを問わず、寄付を受け、または支出することができません。

### 4 後援団体の文書図画の規制

（公職選挙法第143条）

公職の候補者（候補者となる者とする者および公職にある者を含む。以下同じ）の政治活動のために使用される当該候補者の氏名または氏名が類推されるような事項を表示する文書図画および後援団体の政治活動のために使用される当該団体の名称を表示する文書図画は、次に掲げるもの以外は掲示することができません。

① 立札、看板の類

法令で定める総数（町長・町議選挙に係るもので最高8枚まで）の範囲内で、一事務所について2枚を限り掲示されるもので、かつ、その規格が、縦150cm、横40cmを超えないものであり、選挙管理委員会が交付する証票を付したものである。

② 演説会等に使用するもの

政治活動のためにする演説会、講演会、研修会、その他これらに類する集会の会場においてその開催中のみ使用されるもの。

### 5 後援団体に関する寄付等の禁止

（公職選挙法第199条の5）

後援団体は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず寄付をすることができず、また、一定期間何人も後援団体の総会その他の集会または後援団体が行う諸行事において、きょう応接待（通常用いられる程度の食事の提供は除かれます）をし、または金銭、記念品その他の物品を供与することができません。



## 6 候補者等の寄付の禁止

(公職選挙法第199条の2)

公職の候補者は、後援団体に對するもの(一定期間は禁止)、親族に對するものなど特別の場合を除き、いかなる名義をもつてするを問わず、当該選挙区にある者に對し、寄付をすることができません。

※一定期間とは 5および6の

「一定期間」とは、今回の町長・町議選挙においては、平成23年1月24日から4月24日までの期間をいう。

## 7 会社、労働組合等の団体等の寄付に関する規制

(政治資金規正法第21条・第22条の2)

会社、労働組合などの団体は、選挙に関するものかどうかを問わず、政党、政治資金団体および資金管理団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄付をすることができません。

## 8 候補者等が関係する会社等の寄付の禁止

(公職選挙法第199条の3)

公職の候補者等がその役員または構成員である会社その他の法人または団体は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義を

もつてするを問わず、候補者等の氏名またはその氏名が類推されるような方法で寄付をすることができません。(政党その他の政治団体またはその支部に對し寄付をする場合は除かれます)

## 9 候補者等の氏名を冠した団体の寄付の禁止

(公職選挙法第199条の4)

公職の候補者等の氏名が表示され、またはその氏名が類推されるような名称が表示されている会社、その他の法人または団体は、当該選挙区に對し、当該選挙区内にある者に對し、いかなる名義をもつてするを問わず寄付をすることができません。(政党その他の政治団体もしくはその支部または候補者等に對し寄付をする場合は除かれます)

※禁止されている寄付行為

寄付のなかには、冠婚葬祭等の花輪、供花、香典、祝儀、引出物等の供与も含まれます。(公職選挙法第179条第4項)



## 統一地方選挙の投票時間・開票時間

### ●投票できる時間 午前7時から午後8時まで

ただし、次の投票所は閉鎖時刻を1時間繰り上げて午後7時までになります。

第17投票所 日新近隣センター 第18投票所 古舞近隣センター

第19投票所 新和近隣センター 第21投票所 明倫近隣センター

第22投票所 駒島公民館 第23投票所 忠類コミュニティセンター

※当日用務等で都合が悪い場合は、期日前投票制度を利用してください。

### ●開票時間 午後9時20分から(即日開票)

会場・・・幕別町民会館

※会場の都合上、参観人は到着順で100人までに制限させていただきます。

## 幕別町長および町議会議員選挙立候補予定者等の 説明会開催のご案内

来る4月24日(日)に執行される幕別町長および幕別町議会議員選挙の立候補予定者等を対象に説明会を開催しますので、関係者の方は参加されますようおしらせします。

- |        |  |
|--------|--|
| 1 日 時  | 3月24日(木) 午後1時30分から                             |
| 2 場 所  | 幕別町民会館 2階講堂                                    |
| 3 説明内容 | ①選挙運動について ②立候補の準備および届出について<br>③選挙運動費用について ④その他 |

なお、会場の都合がありますので、参加される方は1立候補予定者について2人以内とします。